

自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていくために

にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい・精神障がいにより判断能力が十分でない方が、
地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用相談・手続きの支援、
日常的な金銭管理の支援を行います。



利用できる方

- ✳ 判断能力に不安のある高齢者・知的障がい者・精神障がい者
- ✳ 在宅で生活されている方(グループホーム含む)
※施設に入所されている方や病院に入院されている方はご利用いただけませんが、
近々退所・退院し、在宅で生活されるご予約の方は、ご相談ください。
- ✳ 明石市内にお住まいの方

支援できること

福祉サービスの利用手続きの支援

- ✳ 福祉サービスについての情報を提供します。
- ✳ 福祉サービスに関する手続きを支援します。
- ✳ 福祉サービスの苦情の相談を受け、解決できるように支援します。

生活に必要なお金の出し入れの支援

- ✳ 生活費を出金し、ご自宅等へお届けします。(月1~2回)
- ✳ 公共料金・家賃・福祉サービス利用料等の支払いを支援します。

下記の通帳・印鑑・公的書類のお預かり

- ✳ 日常的に使う通帳(残高50万円まで・1口座のみ)
- ✳ 金融機関の届出印
- ✳ 公的書類(福祉サービスの利用援助に関係する公的書類のみ)

支援開始までの流れ

1
相談

明石市後見支援センターへご相談ください。
※相談は無料です。

2
訪問調査

専門員(社会福祉協議会職員)が訪問し、
ご本人の状況や利用意思を確認します。

3
支援計画
の作成

支援の内容を書いた支援計画を作成します。

4
契約

ご本人と社会福祉協議会とで契約を結びます。

5
支援
の開始

専門員と生活支援員(社会福祉協議会職員)が、
支援計画に沿って支援します。

利用料

※①は、生活保護を受けている方は無料です。

- ① 福祉サービスの利用支援・お金の出し入れの支援：
支援1回につき1,000円(交通費含む)
- ② 通帳・印鑑の保管料：無料
- ③ 公的書類の保管料：1ヶ月につき1,000円



こうけん君



社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
あかししこうけんしえんせんたー
明石市後見支援センター

〒673-0037 明石市貴崎1丁目5番13号 明石市立総合福祉センター1階



TEL 078-924-9151

FAX 078-924-9134

<https://www.akashi-shakyo.jp>

交通

- ※山陽電車「林崎松江海岸」駅 下車徒歩7分
- ※神姫バス「貴崎1丁目」バス停 下車すぐ